

## 看護実践研究学会 投稿倫理ガイドライン

### 1. 目的および趣旨

看護実践研究学会（以下「本学会」という）は、本学会が発行する看護実践研究学会誌（以下「本学会誌」という）への不正な論文投稿を未然に防ぎ、本誌の学術性と健全性、社会からの信頼性を確保することを目的として、論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドラインを以下のとおり定める。

なお、本ガイドラインの運用にあたって個別的な判断は編集委員会に委ねるが、投稿者との意見の相違などが生じた場合は、理事会において対応する。

### 2. 研究・調査対象者への倫理的配慮

研究成果を公表する際には、研究・調査対象者が多大かつ回復不可能な損害を被ることがないように十分検討・確認することが必要である。

人および動物を対象とする研究においては、倫理審査を受け承認を得る必要がある。本文中には、研究・調査対象者への倫理的配慮の内容や手続きについて具体的に示し、倫理審査を受審し承認を受けていること、承認番号、承認を受けた年月を明記する。

事例を含んだ論文を執筆する場合、あるいは事例を含んだ公表をする場合は、特に注意を要する。これらの場合は、前もって研究・調査対象者から文書で同意を得ることを原則とする。やむを得ない事情により、研究・調査対象者から同意を得ることが不可能な場合は、これに代わる者からの承認を得る必要がある。論文中には、事例使用について、誰からどのように同意・承認を受けているかを明記する。

論文全体を通して、研究・調査対象者個人や施設が特定されないように十分配慮して記述する。ただし、実名公表の同意を得ている場合はその旨を明記する。

倫理審査を受けて承認を得た研究計画が変更になった場合は、あらためて倫理審査を受ける必要がある。

### 3. 投稿に関する不正行為・不適切な行為およびその対応

本学会では、本学会誌投稿に関する不正行為、あるいは不適切な行為を明確にし、不正行為・不適切な行為の疑いが生じた場合の対応を以下のように定める。

#### 1) 不正行為

- (1) 盗用：盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することである。
- (2) 剽窃：剽窃とは、学術的な研究発表において適切な引用を行わず、他者の考えを自分のものとして公表することである。
- (3) 改ざん：改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することである。

#### 2) 投稿に関する不適切な行為

(1) 二重投稿：二重投稿とは、印刷物、電子出版物を問わず、既に発表された、ないしは他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同一の原稿を、オリジナル論文として投稿する行為のことである。

以下のいずれかに該当する場合は二重投稿とみなす。

- ・本学会誌に投稿した論文を、筆頭著者または共著者として他の学会誌に投稿すること。
- ・既発表の論文との差異が明確に記述されていない新たな論文を、筆頭著者または共著者として本学会誌に投稿すること。
- ・ある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、筆頭著者または共著者として本学会誌に投稿すること。ただし、以下の場合には二重投稿とみなさないがその旨を付記する必要がある。
- ・大学の学士論文・修士論文・博士論文（既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く）
- ・科学研究費補助金報告書、事業報告書、学会等の学術講演、学会・研究会の抄録集に発表した研究

#### (2) 不適切な著者資格（オーサーシップ）による投稿

著者となることができる要件を満たさないものを著者として記載すること、著者として要件を満たすものを故意に著者として記載しないこと、又は当人の承諾なしに著者に加えることをいう。

#### 3) 不正行為・不適切な行為の疑いが生じた場合の対応

本学会誌投稿にあたって不正行為・不適切な行為の疑いが生じた時点で、編集委員長が第1著者に真偽を確認し、不正行為あるいは不適切な行為に相当すると判断された場合は、当該論文の受付・掲載決定を撤回する。

### 4. 権利関係についての注意

研究計画の立案、研究の実施、論文の執筆など研究に学術的な寄与をした個人には、共著者となる権利がある。同時に、共著者になった者はその論文に対して責任を持つことになる。そのため、基本的には、論文執筆時から共著者間で論文内容について検討し、合意していることが前提であり、特に筆頭著者は、共著者に投稿前に投稿原稿を提示し、承諾を得ておく。なお、研究への寄与がそれほど大きくない場合は、謝辞・脚注などで謝意を表することができる。

当該研究の遂行に関して、組織や団体から研究助成を受けた場合は、論文の最後に助成機関名とその旨を記載する。

### 5. 利益相反について

外部との経済的な利益関係等によって、研究における公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念されかねない状態が利益相反状態であり、著者は利益相反状態を公表する責任がある。利益相反には、経済的利益（株式所有、助成金、講演料、謝礼金など）や個人的利益、政治的・宗教上の利益などが含まれる。本学会誌投稿に際し、以下のことに留意する。

- 1) 利益相反状態がない場合は、「本研究における利益相反は存在しない」と論文末尾に記載する。
- 2) 利益相反状態がある場合は、本学会誌編集委員会に申し出る。なお、申し出る利益相反は以下の例を参考にする。

#### 利益相反の例

- ・団体の役員、顧問職などの報酬
- ・株式の利益
- ・特許使用料
- ・講演料や原稿料
- ・研究費
- ・奨学寄附金

(令和3年3月5日 理事会承認)